

別添 対象施設一覧

第 1

施設名	根拠法令	特記事項
<p>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（注4）</p>	<p>社会福祉法（昭和 26年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第4項</p>	<p>併設されるショートステイ用居室とは、特別養護老人ホームと同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホームと一体的に行われているものを指す。</p>
<p>・養護老人ホーム</p>	<p>社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 4</p>	
<p>・軽費老人ホーム</p>	<p>社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 6</p>	<p>ケアハウス（介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）又は都市型軽費老人ホームに限る。</p>
<p>・小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設</p>	<p>社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第5項、第7項</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設のうち小規模多機能型居宅介護に係るものの用に供する部分も含む。</p>
<p>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 （認知症高齢者グループホーム）</p>	<p>社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項</p>	
<p>・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業の用に供する施設（注4）</p>	<p>社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号</p>	<p>「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号）において基準が示されていることに留意する。</p>

第 2

施設名	根拠法令	特記事項
・老人居宅介護等事業の用に供する施設	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の用に供する施設のうち、社会福祉法第 2 条に規定する事業の用に供する施設に限る。
・老人デイサービスセンター	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 20 条の 2 の 2	認知症対応型通所介護に係る施設又は介護予防認知症対応型通所介護に係る事業の用に供する施設に限る。
・老人短期入所事業の用に供する施設	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年6月30日法律第 64号）第 5 条第 2 項第 2 号ロ	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく緊急の対応を行うものとして整備される施設に限る。（虐待のほか要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ）

（注 1）第 1 の複数の施設を合築又は併設により整備した場合についても、本通達の対象施設となる。

（注 2）第 1 及び第 2 の施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日付厚生労働省医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 1-2 の 2-（3）に規定する事業をいう。）の対象となる施設のうち、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設。

（注 3）第 1 又は第 2 の施設に付設される施設内保育施設であって、上記事業の遂行上直接必要と認められるものを含む。なお、施設内保育施設は、主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならないが、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用を認めたものも対象とする。

（注 4）「特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室」及び「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業の用に供する施設」については、減額貸付料の適用始期が令和元年12

月1日以降となるものから適用する。